

新規学卒者募集と採用についての注意事項

新規学卒者（大学（院）・短期大学・専修学校・高等専門学校・職業能力開発校・高等学校・中学校）の募集について、一般求人（中途採用募集）とは異なるルールがありますので、新規学卒者の募集を検討されている事業主の方は必ずお読みください。

【重要事項】


- 学卒求人は、応募学生生徒の採用内定による充足を理由とした募集終了を除いて、**事業主都合の求人取消や募集人数削減を伴う変更を行うことができません**。大卒等求人と高卒求人を同時並行で公開し、片方が充足したためもう一方を取り消すことも同様に不可となります。学卒求人提出にあたり、**新卒者と中途採用、大卒と高卒を共通の採用枠としないこととし、確実に採用する人数や採用活動に応じた適切な応募受付期間の設定など、事前に入念な採用計画を立てていただくようお願いいたします。**
- 事業主都合による「学卒求人の取消」「募集人数の削減」「採用内定の取消」「入職時期の繰下」は、当事者である学生生徒はもとより、保護者や学校関係者に与える影響が大きいものであり、みだりに行われてはならないものです。これらが行われることが判明した場合、事業所所在地を管轄するハローワークが事情聴取を行います。**求人取消等を中止・撤回できない場合は法令に基づいて報告を徴することとなり、行政指導の対象となると共に、職業安定行政が開催する「就職面接会」等の各種イベントへの参加もご遠慮いただくことがありますのでご了承ください。**

【事業所登録に係る注意事項】

- 新規学卒求人・一般求人を問わず、**ハローワークに初めて求人を出す場合は、事前に求人提出のための事業所登録が必要**となります。お手元に法人番号がわかる書類（法人格を持つ事業所の場合）と、従業員の雇用保険手続を行ったことがある場合は「雇用保険適用事業所番号」をご用意の上、事業所所在地を管轄するハローワークの事業所部門へ手続方法についてご相談ください。
- 長期間ご利用がない場合や、所在地移転、社名変更、事業主交代等がある場合は、求人受理の前に事業所登録の変更・更新作業を要します**ので、事業所所在地を管轄するハローワークの事業所部門までおたずねください。雇用保険適用事業所となっている場合は、併せて雇用保険の登録内容変更が必要となる場合がありますので、管轄ハローワークの雇用保険適用課までお問い合わせください。

札幌圏のハローワーク（電話番号の「部門コード」は求人受付担当部門です）

	管轄市区町村	所在地	電話番号
ハローワーク札幌	札幌市のうち中央区、西区、南区、手稲区	〒064-8609 札幌市中央区南10条西14丁目	011-562-0101 (部門コード31#)
ハローワーク札幌東	札幌市のうち白石区、豊平区、清田区、厚別区、北広島市	〒062-8609 札幌市豊平区月寒東1条3丁目2-10	011-853-0101 (部門コード31#)
ハローワーク札幌北	札幌市のうち北区、東区、石狩市（浜益区を除く）、当別町	〒065-8609 札幌市東区北16条東4丁目3-1	011-743-8609 (部門コード31#)
ハローワーク江別	江別市、新篠津村	〒067-0014 江別市4条1丁目	011-382-2377

札幌新卒応援ハローワーク	〒060-8526 札幌市中央区北4条西5丁目 大樹生命札幌共同ビル 8F（高卒）・9F（大卒等）	公式ウェブサイトは こちらからアクセス！ 
	電話：011-200-0194（高卒） 011-233-0222（大卒等）	



【求人者マイページ利用時の注意事項】

- ・求人者マイページから申し込まれた求人は「仮登録」であり、事業所所在地を管轄するハローワークが内容確認や修正依頼を行った上で正式な登録作業となるため、求人受理までにお時間をいただきます。
- ・仮登録内容について疑義がある場合、ハローワーク職員が電話等で照会することがあります。また、仮登録内容の訂正が必要な場合は差し戻しを行うことがあります。
- ・中卒用求人は専用の求人票書式を使用しますので、求人者マイページをご利用いただけません。事業所を管轄するハローワークまたは新卒応援ハローワークへお問い合わせください。
- ・操作で不明な点や障害・エラー等の照会は「ハローワークインターネットサービスヘルプデスク」(電話：0570-077450 月曜～金曜 9:30～18:00)へお願いします。

【高卒求人に係る注意事項】

- ※令和6年度は6月1日・2日が土日閉庁日に当たるため、ハローワーク窓口における新規高卒求人の取扱開始と、求人者マイページ申込に係るハローワークからの確認連絡は6月3日(月)以降となります。
- ・目安として6月20日頃までに申し込まれた高卒求人の求人票事業所控は、受理手続完了後7月1日に送達するよう郵送を予定しています。6月末付近に提出された求人は、処理状況により求人票事業所控の返付が7月1日とならない可能性がありますので予めご了承ください。
- ・「受理・確認印」欄にハローワークの日付印がない高卒求人票は無効です。求人者マイページから出力した、日付印がない求人票を学校訪問等で使用することはできませんのでご注意ください。
- ・高卒募集において生徒を直接訪問する行為は禁止されています。また、インターネット媒体を含む文書募集についてもハローワークの求人番号等の明示など、一定の制限がありますのでご注意ください。
- ・求人者マイページで5月31日までに高卒求人の仮登録を行った場合、システム処理上「令和6年3月に卒業した者」を対象とする求人として扱われますので、令和7年3月卒業見込者募集の仮登録は6月1日以降に行ってください。マイページ経由の高卒求人申込・内容確認に係るお問い合わせは、事業所を管轄するハローワークへお願いします。
- ・求人者マイページで申し込まれた高卒求人は、一般求人と異なりマイページ上で「求人情報の編集(内容変更)」「求人取消申請」「紹介保留申請」を行うことができません。札幌新卒応援ハローワークのウェブサイトから「高卒求人内容(訂正・変更)届(札幌圏)」をダウンロードし、訂正内容を記入の上、求人を受理したハローワーク宛ての電子メールに添付し送信願います。詳細は新卒応援ハローワークウェブサイトの「お知らせ」から「企業の方」ページをご覧ください。

【大卒等求人に係る注意事項】

- ・大卒等求人については「オンライン自主応募」を可能とすることができます。ハローワーク等を経由せず、学生と事業所がハローワークインターネットサービスを介して直接応募、選考を行います。応募と選考、採否の流れについてはハローワークインターネットサービスの説明をご覧ください。
- ※オンライン自主応募による採用はハローワークによる紹介ではないため、当該学生が各種助成金の支給対象に当たる場合でも、入社後の助成金支給申請はできませんのでご注意ください。
- ・新規大卒等の応募・選考開始は6月1日から、採用内定開始は10月1日からとなりますが、求人者マイページを開設している事業所の大卒等求人に対してハローワーク等から紹介した場合、10月より前であってもハローワークインターネットサービスから当該事業所の求人者マイページに選考結果通知督促メッセージが送信されることがあります。これはシステム上、一般求人において求職者を紹介して14日経過後も選考結果通知がない場合に、求人者マイページへ督促メッセージを自動送信する仕様となっており、この仕様が大学等求人も適用されているために生じているものです。6月～9月に大学等求人へ学生の応募があり、10月より前に当該督促メッセージが届いた場合はご放念ください。
- ただし、既卒者応募可であり、かつ通年で随時採用を行う大卒等求人に対し、大学等既卒の求職者を紹介した場合は、速やかに採否結果をお知らせください。

新規学卒求人提出については、以下のパンフレット・リーフレットも併せてご確認願います。

- ・「求人者のために(令和7年3月新規学卒者)」
- ・「ハローワークの新規学校卒業者等に関する職業紹介サービスのご利用に当たって」(令和4年10月1日版)
- ・「若者の募集・採用等に関する指針」(令和4年9月30日版)
- ・「新規学校卒業者を採用する際は労働関係法令の規定などを確認してください」(令和4年9月30日版)
- ・「改正職業安定法(求人不受理)について」(令和4年9月30日版)
- ・「新規高等学校卒業者の就職に関する申合せ」(令和7年3月卒)